

## 令和8年度 就労選択支援事業体制について（案）

令和8年1月23日

雇用支援ネットワーク部会

就労アセスメント委員会

## 1. 就労選択支援事業の提供について

- ① 就労選択支援事業所「一般社団法人しょう」（小諸市）により提供する。 【裏面：参考1】
- ② 給付以外の市町村負担：事業所が遠方であるため、交通費について別途支払う。  
（単価業務委託：1回単価、複数人の場合は人数で案分、最大6名まで）

## 2. サービス利用の対象者（希望者）

- ① 飯山養護学校の2学年及び3学年の生徒 20名  
（中野市11名、飯山市6名、山ノ内町2名、栄村1名）
- ② 在宅の希望者（数名程度） ※事業所と要協議

## 3. 主なスケジュール（案）

令和8年1月15日	・「飯山養護学校」、「(一社)しょう」、協議会との打合せ（毎月実施）
2月20日	・飯山養護学校高等部保護者説明会（14:30～） 【裏面：参考2】
3月	・希望者の取りまとめ 【裏面：参考2】 ・児童相談所への意見書一括申請等 【裏面：参考2】
4～5月	・実習先の選定と事前情報（基本情報）の共有 ※適宜実施
6～7月	・前期（春）実習と <u>就労選択支援の実施</u>
8～10月	・特別実習（春・秋未実施者） <u>就労選択支援のみの実施</u>
11月	★協議会総会（新規事業所の報告等）
11～12月	・後期（秋）実習と <u>就労選択支援の実施</u>
令和9年1月	・新規事業所の県ヒアリング ・特別実習（春・秋未実施者） <u>就労選択支援のみの実施</u>
2～3月	・新規事業所の事業開始準備
4月	★北信圏域の事業所による就労選択支援の開始

令和9年4月までに就労選択支援事業所（圏域内）の確保を目指します！！

(裏面)

(参考1) しょうのホームページより抜粋

お知らせ

2025年10月1日

### 「就労選択支援事業所」開所しました

事業所名	しょう×こもろ アセスメントセンターこもろBASE
住所	〒384-0005 長野県小諸市御幸町2丁目3-9
Phone	0267-41-0761 (不在の場合は転送されます)
Fax	0267-41-0762
Mail	komoro@show-nagano.jp
開所日	令和7年10月1日(水)
実施地域	佐久圏域及び上小圏域の各市町村、長野市、千曲市、坂城町を含む北信圏域の各市町村(単独型)
営業日	月曜日から金曜日(但し年末年始期間除く)
営業時間	8時30分から17時30分(ご利用時間 9時から16時)

(参考2) 就労選択支援実施マニュアル(R7.4.21) P6,P47より抜粋

#### <就労選択支援を円滑に実施するための工夫の例>

就労選択支援を円滑に実施するための工夫については、以下のようなものが考えられます。

自治体を中心となって、関係機関と事前に調整を行っておく必要があります。

##### ○ 学校等での集団手続き

指定特定相談支援事業所と自治体の担当者が、特別支援学校等に出向き、就労選択支援の利用希望のある生徒等を対象に、集団での事前説明、就労選択支援に係る利用申請、面談、サービス等利用計画案の作成までを行うことができます。

##### ○ 児童相談所長の意見書の一括発出依頼

18才未満の生徒が就労選択支援を利用する場合に必要な児童相談所長の意見書について、当該生徒の情報を自治体が特別支援学校等から把握し、一覧名簿を作成して、児童相談所長に対して、一括して意見書を発出してもらうよう依頼することで、当該意見書発出に係る事務負担の軽減を図ることができます。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)附則第63条の2及び第63条の3に基づき、児童相談所長から市区町村長に対して、当該者が就労選択支援を利用することが適当と認める旨の意見書(通知)を発出してもらう必要があります。